

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇告 示 鳥取県松くい虫被害対策実施計画の変更

告 示

鳥取県告示第四百四十六号

松くい虫被害対策特別措置法(昭和五十二年法律第十八号)第四条第一項の規定に基づき、鳥取県松くい虫被害対策実施計画を変更したので同条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年五月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県松くい虫被害対策実施計画

1 松くい虫の被害対策の実施方針

(1) 趣旨

本県の松林は、民有林の林野面積 227,754ヘクタールのうち 52,650ヘクタールを占め海岸地帯から山間地帯まで幅広く生育しており、森林資源上及び環境保全上重要な役割を果している。

海岸地帯の松林は、鳥取砂丘をはじめ東西に連なる砂丘地に海岸砂地造林が実施されており、そのほとんどは飛砂防備保安林、潮害防備保安林等に指定されており、背後地の農耕地を気象災から保護し、農作物の栽培が可能となっている。

中山間地帯の松林は、花こう岩、安山岩地帯に生育し、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林等が点在する。また、山間地帯には、水源かん養保安林等に指定されている松林等高度公益機能松林が広範に分布している。

松くい虫が連年ブツノザイセンチュウによる被害は、昭和47年度までは、年間の被害材積が50から100立方メートルで推移してきたが、昭和48年度から海岸地帯を中心に次表に示すとおり増加し、昭和57年度は68,230立方メートルの被害が発生し、その被害区域面積は24,162ヘクタールに及び、漸次山間部へ被害がまん延している。被害の程度についてみると海岸地帯の松林を中心に激害松林、中害松林が出現し、このままの状況で推移すれば今後ますます被害がまん延するおそれがある。

このような被害状況にかんがみ今後の被害対策は、被害の奥部への

拡大を防止し、併せて高度公益機能松林を保護することを重点にして被害の実態等に応じた特別伐倒駆除、伐倒駆除、特別防除及び地上散布の各種防除方法を合理的に組み合わせる実施するとともに、被害地の樹種転換、復旧治山の促進を図る等松くい虫対策を緊急かつ総合的に推進することとし、松くい虫被害対策特別措置法第3条の規定に基づき、農林水産大臣が定めた基本方針に即して、昭和57年度以降の5箇年間に於いて松林の被害をおおむね終息型の被害とするとともに、松林の有する機能を確保することを目標として、次のとおり松くい虫の被害対策の実施計画を定める。

第1表 松くい虫被害の推移

年度	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	
区分 (単位:ha)	95	520	6081	1,962	1,005	841	39	5,981	20	6,751	19	9,299
被害材積 含まれる市 町村数	8	14	17	20	25	29	38	38	37	37	37	

- (2) 実施方針
- ア 防除を行う松林について防除団地を設定し、基本方針に即し、被害防除団地からなる被害地域、中害防除団地からなる中害地域、被害防除団地からなる激害地域の3地域に区分するとともに、高度公益機能松林及び被害拡大防止松林を設定した。その内容は、附属図(松くい虫被害対策地域区分図)で表示したとおりであり又、被害拡大防止松林の所在は附表の表一1のとおりである。
- イ 被害地域の区分に応じた被害対策の実施方針は、次のとおりである。

る。

被害地域においては、海岸保安林等の高度公益機能松林については、被害の程度地況等に応じ、特別伐倒駆除、伐倒駆除、特別防除等を実施し、森林の機能保持に努めるものとするが、激害松林は原則として樹種転換を促進するものとする。

中害地域においては、森林の機能保持の見込みのない激害松林について樹種転換を促進するものとする。被害拡大防止松林及び高度公益機能松林のうち中害松林は、特別伐倒駆除、特別防除を主体に実施し、激害松林は、伐倒駆除で防除するものとする。

被害地域については、原則として伐倒駆除により防除を徹底するが、一部の中害松林については、特別防除を実施するものとする。

2 松林群に関する事項

特別防除を行うべき松林群は、高度公益機能松林又は被害拡大防止松林を含む松林群であり、その位置は附属図(松くい虫被害対策地域区分図)及び附表の表一2のとおりである。

3 特定措置の計画的な実施に関する事項

特定措置の実施に当たっては、松林の有する公益性、地域の意向等を勘案して、次表に示す特定措置の基準を遵守して実施する。

(1) 特定措置の選択の基準

特 定 措 置	基 準
特 別 伐 倒 駆 除	1 激害、中害地域の被害が1%以上の松林 2 激害、中害地域の海岸部の松林及び特別防除を行う松林群の周辺で松林群と一体をなす松林
伐 倒 駆 除	1 その他の特定措置を行わない松林
地 上 散 布	1 激害、中害地域の被害がおおむね1%以上の松林 2 海岸部、平坦地の松林で周囲の環境、松林の状況等により特別防除が実施できない松林
樹 種 転 換	1 激害、中害地域で森林の機能保持の見込みのない激害松林及び被害拡大防止松林で感染源除去上樹種転換を必要とする松林

(2) 特定措置の市町村別計画

(単位：ha)

市 町 村	防除団地番号	松 林 の 機 能					特 定 措 置 計 画				
		高度公益機能松林	被害拡大防止松林	その他松林	計	特別伐倒数	伐倒駆除	特別防除	地上散布	樹種転換	
岩 美 町	1	1,083	348	2	1,433	96	332	1,000	—	5	
	54	135	17	—	152	—	152	—	—	—	
	小 計	1,218	365	2	1,585	96	484	1,000	—	5	
福 部 村	2	160	—	4	164	3	11	-150	—	—	
	3	16	126	—	142	—	142	—	—	—	
	小 計	176	126	4	306	3	153	150	—	—	
国 府 町	4	154	236	—	390	45	345	—	—	—	
	56	161	94	—	255	—	255	—	—	—	
	小 計	315	330	—	645	45	600	—	—	—	
	5	(5) 923	842	(7) 174	(12) 1,939	15	904	(12) 1,018	2	—	

鳥 取 市	6	—	70	—	70	—	70	—	—	—	—	—	—
	小 計	(5) 928	912	(7) 174	(12) 2,009	15	974	(12) 1,018	2	—	—		
気 高 町	7	111	426	143	680	9	142	500	12	17			
	小 計	111	426	143	680	9	142	500	12	17			
鹿 野 町	8	36	159	—	195	—	35	160	—	—			
	小 計	90	156	—	246	—	156	90	—	—			
青 谷 町	10	90	360	70	520	29	84	400	—	7			
	小 計	171	280	—	451	—	401	50	—	—			
郡 家 町	12	261	640	70	971	29	485	450	—	7			
	小 計	136	340	—	476	35	311	130	—	—			
船 岡 町	13	2	72	—	74	27	47	—	—	—			
	小 計	2	72	—	74	27	47	—	—	—			
八 束 町	14	80	72	—	152	16	136	—	—	—			
	小 計	80	72	—	152	16	136	—	—	—			
若 桜 町	15	12	29	—	41	5	36	—	—	—			
	小 計	12	29	—	41	5	36	—	—	—			
河 原 町	16	96	177	—	273	—	73	200	—	—			
	小 計	96	177	—	273	—	73	200	—	—			
用 瀬 町	17	168	104	—	272	170	102	—	—	—			
	小 計	168	104	—	272	170	102	—	—	—			
佐 治 村	18	2	6	—	8	—	8	—	—	—			

智 頭 町	小	19	39	2	6	—	—	41	—	—	41	—	—	—	—
	計	39	2	—	—	—	—	41	—	—	41	—	—	—	—
泊 村	小	20	35	—	—	—	—	35	17	—	—	—	18	—	—
	計	35	—	—	—	—	—	35	17	—	—	—	18	—	—
羽 合 町	小	21	(46)	—	—	—	—	(46)	—	—	—	—	—	—	4
	小	50	(46)	—	—	—	—	50	—	—	—	—	—	—	4
	計	50	—	—	—	—	—	(46)	—	—	—	—	—	—	4
東 郷 町	小	22	510	712	—	—	—	1,222	—	—	424	600	—	—	198
	計	510	712	—	—	—	—	1,222	—	—	424	600	—	—	198
三 朝 町	小	23	—	703	—	—	—	703	—	—	327	376	—	—	—
	計	—	—	703	—	—	—	703	—	—	327	376	—	—	—
北 条 町	小	24	44	—	—	—	—	1,316	—	—	810	506	—	—	—
	計	44	—	—	—	—	—	1,316	—	—	810	506	—	—	—
倉 吉 市	小	25	786	1,317	369	2,472	874	1,548	—	—	—	—	—	—	50
	小	57	—	63	—	63	—	—	—	—	63	—	—	—	—
	計	58	—	183	—	183	—	—	—	—	183	—	—	—	—
関 金 町	小	26	107	53	—	160	89	71	—	—	—	—	—	—	—
	小	59	—	220	—	220	131	89	—	—	—	—	—	—	—
	計	107	—	273	—	380	220	160	—	—	—	—	—	—	—
大 栄 町	小	27	50	—	—	50	—	—	—	6	40	—	4	—	—
	計	28	64	(18) 174	—	(18) 238	—	—	—	50	(18) 188	—	—	—	—

東 伯 町	小	29	207	(18) 174	—	(18) 288	—	56	(18) 228	4	—
		30	—	122	—	122	—	122	—	—	156
	小計	207	615	(56) 326	68	890	—	384	(56) 350	—	156
赤 碓 町	小	31	165	(56) 326	105	(56) 596	—	134	(56) 436	—	26
		32	—	30	—	30	—	30	—	—	—
	小計	165	—	(56) 356	105	(56) 626	—	164	(56) 436	—	26
中 山 町	小	33	273	187	—	460	13	125	322	—	—
		35	222	116	—	338	—	252	86	—	—
	小計	495	803	209	—	798	13	377	408	—	—
名 和 町	小	36	657	209	—	866	13	174	679	—	—
		37	206	6	—	212	—	212	—	—	—
	小計	863	215	—	—	1,078	13	386	679	—	—
大 山 町	小	38	246	144	—	390	13	30	347	—	—
		39	167	—	—	167	—	167	—	—	—
	小計	40	224	144	—	368	—	117	251	—	—
岸 本 町	小	41	204	515	—	719	—	179	540	—	—
		60	116	—	—	116	—	71	45	—	—
	小計	320	515	—	—	835	—	250	585	—	—
淀 江 町	小	42	63	582	126	771	—	49	720	—	2
		61	73	74	—	147	—	147	—	—	—
	小計	136	656	126	—	918	—	196	720	—	2

日吉津村	43	9	—	—	—	9	2	—	7	—	—
	小計	9	—	—	—	9	2	—	7	—	—
米子市	44	56	—	232	288	—	—	288	—	—	—
	45	425	404	—	829	216	146	419	—	—	48
	小計	481	404	232	1,117	216	146	707	—	—	48
境港市	47	26	—	—	26	26	—	—	—	—	—
	小計	26	—	—	26	26	—	—	—	—	—
会見町	48	21	476	—	497	—	97	400	—	—	—
	49	—	118	—	118	—	118	—	—	—	—
	小計	21	594	—	615	—	215	400	—	—	—
西伯町	50	57	621	—	678	—	150	528	—	—	—
	51	177	—	—	177	—	177	—	—	—	—
	小計	234	621	—	855	—	327	528	—	—	—
湊口町	52	15	88	—	103	—	26	77	—	—	—
	62	26	43	—	69	—	69	—	—	—	—
	小計	41	131	—	172	—	95	77	—	—	—
江府町	53	15	19	—	34	—	34	—	—	—	—
	小計	15	19	—	34	—	34	—	—	—	—
合 計		8,961 ⁽⁵¹⁾	12,671 ⁽⁷⁴⁾	1,423 ⁽⁷⁾	23,055 ⁽¹³²⁾	750	9,301	12,452 ⁽¹³²⁾	39	513	

() は森林病害虫等防除事業以外で実施するもので内数

(3) 高度公益等松林群ごとの計画

松林群番号	市町村	防除団地番号	防除着手予定年度	防除終了予定年度	特別防除終了後の伐倒駆除	松 林 の 機 能			被害の状況	備 考		
						高度公益松林	被害拡大防止松林	その他松林				
A-1	岩美町	1	57	59	〃	715	283	2	—	984	16	周辺にタバコ栽培地、エビ養殖池、養蜂業者2名
A-2	福部村	2	57	60	〃	146	—	4	—	78	72	周辺にタバコ、ラッキョー栽培地、養蜂業者4名
A-3	鳥取市	5	57	59	〃	486	358	174	—	1,018	—	養蜂業者7名 周辺に養魚池
A-4	気高町	7	57	59	〃	64	293	143	—	395	105	周辺にタバコ栽培地、送電線、養蜂業者2名
A-5	鹿野町	8	57	59	〃	30	130	—	—	760	—	周辺にタバコ栽培地、牛舎、鶏舎、養蜂業者4名
A-6	青谷町	10	57	59	〃	40	290	70	—	400	—	周辺にタバコ栽培地、飲料水、養蜂業者4名
A-7	郡家町	12	57	59	〃	56	74	—	—	58	72	水源池2箇所 養蜂業者4名
A-8	東郷町	22	57	59	〃	68	532	—	—	580	20	
A-9	三朝町	23	57	59	〃	—	376	—	—	376	—	水源池1箇所 養蜂業者6名
A-10	北条町	24	57	60	〃	41	—	130	—	171	—	水源池3箇所 養蜂業者3名
A-11	倉吉市	25	57	59	〃	492	687	369	37	1,431	80	水源池5箇所 養蜂業者7名
A-12	関金町	26	57	59	〃	71	—	—	—	71	—	周辺に桑畑 養蜂業者2名
A-13	大栄町	27	57	60	〃	40	—	—	—	40	—	養蜂業者3名
A-14	〃	28	57	59	〃	14	174	—	—	188	—	

A-15	東伯町	29	57	59	"	49	233	68	42	308	—	周辺にスイカ畑 養蜂業者2名
A-16	赤碓町	31	57	60	"	108	223	105	7	429	—	養蜂業者1名
A-18	中山町	33	57	60	"	198	124	—	—	283	39	周辺に果樹園 養蜂業者1名
A-20	名和町	36	57	60	"	583	96	—	57	560	62	周辺に果樹園 養蜂業者17名
A-22	大山町	38	57	59	"	203	144	—	—	347	—	養蜂業者3名
A-24	"	40	57	59	"	107	144	—	—	251	—	周辺に桑畑 養蜂業者1名
A-25	岸本町	41	57	60	"	82	458	—	—	540	—	周辺にスイカ、タバコ栽培地 養蜂業者3名
A-26	淀江町	42	57	60	"	63	531	126	—	720	—	周辺に果樹園 養蜂業者1名
A-27	日吉津村	43	57	60	"	7	—	—	—	7	—	周辺にタバコ栽培地、桑畑
A-28	米子市	44	57	60	"	56	—	232	3	285	—	周辺に桑畑、タバコ栽培地 養蜂業者3名
A-29	"	45	57	60	"	52	367	—	8	339	72	養蜂業者4名
A-30	会見町	48	57	59	"	—	400	—	—	135	265	周辺に柿、タバコ、スイカ栽培地 養蜂業者3名
A-32	西伯町	50	57	59	"	57	471	—	—	140	388	養蜂業者3名
A-34	鹿野町	9	58	60	"	20	70	—	—	90	—	養蜂業者1名
A-35	青谷町	11	58	60	"	—	50	—	—	50	—	養蜂業者1名
A-36	河原町	16	58	60	"	94	106	—	—	144	56	養蜂業者7名

A-37	中山町	35	58	60	"	52	34	—	—	61	25	
A-38	岸本町	60	58	60	"	45	—	—	—	—	45	周辺に燻烟
A-39	溝口町	52	58	60	"	15	62	—	4	20	53	周辺にスイカ畑 養蜂業者1名
A-40	羽合町	21	58	60	"	46	—	—	—	46	—	
A-41	三朝町	56	58	60	"	—	130	—	—	54	76	
A-42	関金町	59	58	60	"	36	53	—	—	77	12	
計						4,136	6,893	1,423	158	10,836	1,458	

(4) 特別伐倒駆除の実施に当たつて留意すべき事項

- ア 焼却に当たつて留意すべき事項
- (イ) 地域住民に特別伐倒駆除の実施を周知させるとともに、関係機関と連絡協議すること。
- (ロ) 火災の原因とならないよう周囲に配慮して安全な場所で行うこと。
- (ハ) 道路並びに民家近くで実施するときは、風向等を考慮して実施すること。
- (ニ) 焼却後については灰等の残存物の処理に留意すること。
- (ホ) 作業員の安全を図るため、難燃性の衣類を着用させる等安全対策に配慮すること。
- イ 被害木の搬出、破砕に当たつて留意すべき事項
- (イ) 地域のチップ等の加工流通の状況を勘察しつつ、林道沿線等被

害木の搬出が容易に行える所で実施すること。

- (イ) 枝条等木材チップによる破砕困難なものは、焼却すること。
- (5) 特別防除の実施に当たつて留意すべき事項
 - 特別防除を行う周囲の自然環境及び生活環境の保全に関する事項並びに特別防除により農業、漁業その他の事業に被害を及ぼさないようにするために必要な事項
 - ア 人家・学校・観光施設等周辺は、原則として除外地域とし、当該施設に面した地域は風向及び風速によく注意して飛散しないようにする。
 - イ 道路等の交通機関
 - 早期に散布して交通に支障を来さないように努めるが、必要に応じて関係機関の協力を得て、一時交通規制を行う。
 - ウ 施設等利用者の集合する場所

早朝散布して利用者に支障を来たさえないよう努めるが、必要に応じて当該施設の管理者の協力を得て、規制を行う。

エ 水源池浄水場等

周辺は、原則として除外区域とするが、区域内にあるもの等はビニールにより完全被覆する。

オ 魚介類の養殖場等

周辺は、除外区域とする。

カ 養蜂に悪影響を及ぼすおそれのある箇所

防除の影響のない区域に移動させるか、移動できないものは薬剤散布中みづばちが巣箱から外に出ないように措置する。

キ 果樹園・桑園・茶園等の農地

周辺は原則として除外区域とし、風向及び風速によく注意して飛散しないようにし、収穫期に達している農作物、桑等は散布前に収穫する。

ク 畜舎等

周辺は原則として除外区域とし、風向及び風速によく注意して、飛散しないようにする。

ケ 車両散布区域及びその周辺にある車両については、飛散のおそれのない区域に移動する等薬剤の影響を受けないよう適切な措置を講ずる。

4 地区実施計画の指針となるべき事項

(1) 松くい虫被害対策特別措置法第4条第2項第4号の基準

ア 高度公益機能松林からおおむね2キロメートルの距離内に存する松林

イ 1.0ヘクタール以上の広がりをもつてまとまって存在する松林
(2) 地区実施計画は、鳥取県松くい虫被害対策実施計画の1～3に定める事項と調和しなければならない。
(なお、昭和58年4月現在、地区実施計画の対象となる松林群は存しない。)

5 その他

特定措置以外の被害対策が有効に機能するように、地区協議会等で被害対策の普及啓蒙を図るほか、予算の範囲内で、下記対策を実施するよう努めるものとする。

(1) 森林所有者等が自分の財産は自分で守るとの意識で地域の被害対策に取り組むよう啓発するとともに、自家燃料への利用等新たな活用方策を推進する。

(2) 山土場及び貯木場に集積された被害材については、薬剤による防除を実施するほか、製材後の残材等は焼却するよう啓発する。

(3) 松くい虫被害により山地災害防止機能の低下している森林について、機能の早期回復を図るため、治山治水緊急対策措置法(昭和35年法律第21号)に基づき第6次治山事業5箇年計画に登録された箇所について緊急に治山事業を実施する。(附表「表一3」のとおり。)

(4) 森林所有者等が被害木等の伐採搬出等被害森林の整備を行うために必要な資金及び、搬出用機械器具の導入に要する資金の融資を申し込んだ時は、林業改善資金の貸付けを優先する。

(5) 地域森林計画に登録された林道であつて、利用区域内の被害森林を緊急に整備する必要がある路線にあつては、補助林道として優先的に採択する。

若桜町	15	29	省略
河原町	16	177	省略
用瀬町	17	104	省略
佐治村	18	6	省略
智頭町	19	2	省略
東郷町	22	712	6林班(D小班~F小班に限る。)、10林班内の松林、11林班(G小班に限る。)、12林班内の松林(ただし、A小班、C小班を除く。)、15林班(F小班に限る。)、17林班(G小班、I小班、J小班に限る。)、18林班内の松林(ただし、C小班、D小班を除く。)、19林班内の松林(ただし、F小班を除く。)、20林班内の松林、21林班内の松林、22林班内の松林、23林班内の松林、24林班内の松林、25林班内の松林(ただし、B小班、D小班を除く。)、26林班内の松林、27林班内の松林、28林班内の松林、29林班内の松林、30林班(A小班に限る。)、31林班内の松林、32林班内の松林、45林班内の松林
三朝町	23	703	省略
三朝町	56	613	省略
倉吉市	25	1,317	19林班内の松林(ただし、A小班、B小班を除く。)、21林班内の松林、22林班(C小班~F小班に限る。)、23林班(E小班、F小班に限る。)、30林班内の松林、31林班内の松林、32林班内の松林(ただし、E小班を除く。)、35林班内の松林(ただし、C小班、D小班を除く。)、36林班内の松林、37林班内の松林(ただし、A小班、B小班を除く。)、39林班内の松林、40林班内の松林、41林班内の松林、47林班内の松林、48林班内の松林、52林班内の松林、53林班内の松林、68林班内の松林、69林班内の松林、70林班内の松林、71林班(F小班に限る。)、72林班内の松林(ただし、A小班を除く。)、76林班(L小班、M小班に限る。)、78林班内の松林(ただし、D小班、E小班を除く。)、98林班(B小班に限る。)、99林班内の松林、100林班内の松林、101林班内の松林、102林班内の松林、103林班内の松林、104林班内の松林、114林班内の松林、115林班内の松林、116林班(E小班、F小班に限る。)、118林班内の松林、124林班内の松林(ただし、D小班を除く。)、134林班内の松林(ただし、B小班を除く。)、135林班内の松林(ただし、A小班、C小班を除く。)、136林班内の松林(ただし、C小班を除く。)、143林班(D小班に限る。)
倉吉市	57	63	省略
倉吉市	58	183	省略
関金町	26	53	省略

関金町	59	220	省 略
大梁町	28	174	16林班内の松林(ただし、A小班、B小班、E小班~G小班を除く。)、17林班(A小班、J小班に限る。)、18林班内の松林(ただし、F小班、G小班を除く。)、19林班(D小班に限る。)、20林班(C小班、D小班に限る。)、21林班内の松林、22林班内の松林(ただし、H小班を除く。)
東伯町	29	493	7林班(B小班、D小班、E小班に限る。)、8林班内の松林(ただし、F小班を除く。)、9林班(C小班に限る。)、10林班内の松林、12林班内の松林(ただし、A小班~E小班を除く。)、35林班内の松林(ただし、A小班、D小班、I小班、J小班を除く。)、36林班(G小班、J小班、K小班に限る。)、37林班(E小班に限る。)、42林班内の松林(ただし、A小班、G小班を除く。)、43林班(E小班、J小班~K小班に限る。)、44林班(A小班~C小班に限る。)、56林班(B小班に限る。)、62林班(F小班に限る。)、64林班(I小班~M小班に限る。)、65林班(A小班、B小班、D小班~I小班~H小班に限る。)、67林班内の松林、68林班内の松林、71林班内の松林、72林班(A小班を除く。)、73林班(A小班、B小班、D小班~H小班に限る。)、74林班内の松林、75林班内の松林(ただし、K小班を除く。)
東伯町	30	122	省 略
赤碓町	31	326	5林班内の松林、6林班内の松林、7林班内の松林、8林班内の松林(ただし、D小班に限る。)、9林班内の松林、22林班内の松林(ただし、B小班を除く。)、35林班内の松林、36林班(B小班~F小班に限る。)、38林班(E小班、F小班に限る。)、39林班内の松林、48林班(G小班に限る。)、49林班(A小班に限る。)、50林班(C小班に限る。)、51林班内の松林、52林班(D小班、E小班、J小班に限る。)、54林班(D小班に限る。)、55林班内の松林(ただし、A小班、B小班、F小班、K小班を除く。)、56林班内の松林(ただし、A小班、G小班を除く。)、61林班(D小班~H小班に限る。)、64林班(B小班に限る。)
赤碓町	32	30	省 略
中山町	33	187	1林班(G小班~L小班に限る。)、2林班(A小班~C小班に限る。)、3林班内の松林、4林班(H小班に限る。)、5林班(A小班に限る。)、19林班内の松林(ただし、I小班~K小班を除く。)、20林班内の松林、21林班(A小班、B小班に限る。)、24林班(K小班に限る。)、25林班(A小班に限る。)、28林班(A小班に限る。)、31林班内の松林(ただし、F小班~H小班を除く。)
中山町	35	116	省 略
名和町	36	209	2林班(A小班に限る。)、4林班(O小班に限る。)、8林班(A小班に限る。)、13林班(B小班、D小班に限る。)、16林班内の松林、22林班内の松林、23林班内の松林、24林班内の松林、26林班(B小班に限る。)、29林班(F小班、G小班に限る。)、30林班内の松林
名和町	37	6	省 略

				<p>内の松林、88林班内の松林、89林班(A小班~M小班に限る。)、90林班内の松林、91林班内の松林(ただし、1小班を除く。)、92林班(C小班、D小班に限る。)、94林班内の松林(ただし、B小班、G小班を除く。)、95林班(B小班~G小班に限る。)、96林班内の松林、97林班内の松林、98林班内の松林、99林班内の松林、101林班(M小班~O小班に限る。)、114林班内の松林、115林班(H小班に限る。)、116林班内の松林、163林班(B小班、C小班に限る。)、165林班内の松林、166林班内の松林、167林班内の松林、168林班内の松林、169林班内の松林(ただし、A小班を除く。)、170林班内の松林(ただし、H小班~K小班を除く。)、171林班内の松林(ただし、E小班を除く。)、183林班(E小班に限る。)、200林班(G小班に限る。)、208林班(A小班、B小班に限る。)</p>
<p>A—4</p>	<p>気高の松 気高郡 気高町</p>		<p>500</p>	<p>1林班(C小班~E小班に限る。)、2林班内の松林、3林班内の松林、4林班内の松林、5林班(G~K小班、M小班、N小班に限る。)、6林班内の松林、7林班内の松林、8林班(A小班~F小班に限る。)、9林班内の松林、10林班内の松林、11林班(A小班~C小班に限る。)、12林班内の松林、13林班内の松林、14林班(A小班~E小班に限る。)、15林班(D小班、E小班、G小班、I小班に限る。)、20林班内の松林(ただし、A小班、24林班内の松林、21林班内の松林、22林班(B小班、D小班に限る。)、23林班内の松林、(ただし、C小班、D小班を除く。)、25林班(A小班に限る。)、26林班内の松林(ただし、E小班を除く。)、27林班(B小班~D小班に限る。)</p>
<p>A—5</p>	<p>鹿野の松 気高郡 鹿野町</p>		<p>160</p>	<p>38林班内の松林、39林班内の松林、40林班内の松林、41林班内の松林</p>
<p>A—6</p>	<p>青谷の松 気高郡 青谷町</p>		<p>400</p>	<p>1林班(B小班、C小班、G小班、I小班に限る。)、3林班内の松林、4林班(A小班に限る。)、5林班内の松林、6林班内の松林、86林班(A小班、B小班に限る。)、39林班内の松林、47林班(A小班~D小班に限る。)、48林班内の松林、42林班内の松林(ただし、G小班を除く。)、59林班(A小班に限る。)、66林班(A小班に限る。)、87林班内の松林、88林班(A小班、B小班に限る。)、90林班内の松林、92林班内の松林(ただし、D小班を除く。)、93林班内の松林、95林班内の松林、97林班内の松林、98林班内の松林</p>
<p>A—7</p>	<p>郡家の松 八頭郡 郡家町</p>		<p>130</p>	<p>1林班内の松林、4林班内の松林、5林班(A小班~H小班に限る。)、8林班内の松林、12林班(A小班、D小班~F小班に限る。)、13林班(B小班~D小班に限る。)、14林班内の松林(ただし、H小班を除く。)</p>
<p>A—8</p>	<p>東郷の松 東伯郡 東郷町</p>		<p>600</p>	<p>6林班(D小班、F小班に限る。)、10林班内の松林、11林班(G小班に限る。)、12林班内の松林(ただし、A小班、C小班を除く。)、15林班、19林班内の松林、17林班(G小班、I小班に限る。)、18林班内の松林、23林班(ただし、C小班を除く。)、21林班(F小班~H小班に限る。)、22林班(A小班に限る。)、24林班(A小班、E小班に限る。)、26林班内の松林(ただし、A小班、I小班を除く。)、25林班(A小班、B小班に限る。)、28林班内の松林、29林班(A小班、G小班を除く。)、29林班内の松林(ただし、A小班に限る。)、32林班内の松林、34林班(F小班に限る。)、41林班内の松林、42林班内の松林(ただし、F小班、G小班を除く。)</p>
<p>A—9</p>	<p>三朝の松 東伯郡 三朝町</p>		<p>376</p>	<p>1林班(D小班に限る。)、2林班(C小班、F小班に限る。)、3林班(A小班に限る。)、4林班(A小班、B小班、D小班に限る。)、5林班(A小班、B小班に限る。)、6林班(B小班、C小班に限る。)、7林班(A小班、C小班、G小班、I小班に限る。)、8林班(H小班、I小班に限る。)、9林班(A小班、B小班、D小班に限る。)、10林班(A小班、B小班、E小班に限る。)、11林班(D小班、H小班、I小班に限る。)、12林班内の松林、13林班(D小班~F小班に限る。)、14林班(A小班、B小班、E小班に限る。)、15林班(A小班、F小班に限る。)、16林班(A小班に限る。)、120林班(A小班に限る。)、121林班内の松林、123林班内の松林</p>

A-16 赤碓北の松	東伯郡赤碓町	436	4林班 (E小班、G小班に限る。)、5林班内の松林、6林班内の松林、7林班 (B小班、C小班に限る。)、8林班内の松林 (ただし、A小班を除く。)、9林班内の松林、22林班内の松林、36林班 (A小班～F小班に限る。)、38林班内の松林 (ただし、F小班を除く。)、39林班内の松林、40林班 (A小班、B小班に限る。)、52林班内の松林 (ただし、C小班、F小班、H小班を除く。)、53林班 (A小班、G小班に限る。)、54林班 (D小班に限る。)、55林班内の松林 (A小班、H小班を除く。)、56林班 (A小班～F小班に限る。)、57林班 (A小班、B小班、H小班を除く。)、60林班内の松林 (ただし、G小班を除く。)、61林班内の松林 (ただし、A小班、B小班、H小班を除く。)、62林班 (D小班～G小班、J小班、K小班に限る。)、63林班 (B小班～F小班、H小班に限る。)、64林班 (A小班、B小班に限る。)
A-18 中山の松	西伯郡中山町	322	1林班内の松林 (ただし、H小班、J小班、L小班を除く。)、2林班内の松林 (ただし、B小班、C小班、L小班を除く。)、3林班 (A小班～E小班、G小班、H小班、I小班に限る。)、4林班内の松林 (ただし、H小班、I小班を除く。)、5林班 (A小班に限る。)、19林班内の松林 (ただし、K小班を除く。)、20林班内の松林 (A小班、B小班を除く。)、24林班内の松林 (ただし、A小班を除く。)、28林班内の松林 (ただし、A小班を除く。)、29林班 (E小班に限る。)、31林班内の松林 (ただし、E小班、F小班を除く。)
A-20 名和の松	西伯郡名和町	679	1林班内の松林 (ただし、E小班を除く。)、2林班内の松林 (ただし、D小班～J小班を除く。)、3林班内の松林、4林班内の松林 (ただし、E小班、M小班を除く。)、6林班 (B小班～E小班に限る。)、7林班 (A小班、D小班～H小班に限る。)、8林班内の松林、10林班 (A小班、B小班に限る。)、11林班内の松林 (ただし、I小班を除く。)、12林班 (D小班に限る。)、13林班 (E小班～H小班に限る。)、14林班内の松林 (ただし、D小班、I小班を除く。)、16林班 (18林班内の松林 (ただし、A小班を除く。))、22林班 (C小班に限る。)、23林班 (B小班に限る。)、24林班 (C小班、D小班に限る。)、26林班内の松林 (ただし、A小班、F小班を除く。)、27林班内の松林 (ただし、D小班、F小班を除く。)、28林班 (B小班～D小班に限る。)、29林班 (A小班～C小班に限る。)、30林班内の松林 (ただし、E小班を除く。)
A-22 考靈山の松	西伯郡大山町	347	10林班 (E小班、F小班に限る。)、30林班内の松林、31林班 (C小班、D小班に限る。)、33林班内の松林、34林班 (D小班に限る。)、36林班内の松林、53林班内の松林 (ただし、F小班、H小班を除く。)、55林班 (B小班、C小班に限る。)、56林班内の松林、57林班内の松林 (ただし、A小班を除く。)
A-24 赤松の松	西伯郡大山町	251	45林班内の松林、46林班内の松林 (ただし、E小班、F小班を除く。)、47林班 (F小班、G小班に限る。)、48林班内の松林、49林班内の松林
A-25 岸本の松	西伯郡岸本町	540	3林班 (B小班～H小班、N小班に限る。)、13林班内の松林 (ただし、G小班～K小班を除く。)、14林班内の松林、15林班内の松林 (ただし、N小班を除く。)、16林班内の松林 (ただし、L小班、P小班を除く。)、18林班内の松林 (ただし、B小班、E小班を除く。)、22林班内の松林 (ただし、C小班、D小班を除く。)、23林班内の松林 (ただし、M小班、N小班を除く。)、24林班内の松林、25林班内の松林、26林班内の松林、27林班内の松林、28林班内の松林、29林班内の松林、30林班内の松林 (ただし、I小班を除く。)
A-26 淀江の松	西伯郡淀江町	720	1林班内の松林 (ただし、G小班を除く。)、2林班内の松林 (ただし、M小班～O小班を除く。)、3林班内の松林、5林班内の松林、11林班 (A小班に限る。)、12林班内の松林、13林班内の松林、14林班内の松林、15林班内の松林 (ただし、I小班～L小班を除く。)、16林班内の松林、17林班内の松林、18林班内の松林、19林班内の松林 (ただし、I小班、A小班を除く。)、20林班内の松林 (ただし、E小班を除く。)、21林班内の松林 (ただし、E小班、F

					小班を除く。)、22林班内の松林(ただし、G小班~N小班を除く。)
A-27	日吉津の松	西伯郡日吉津村	7		1林班(B小班、C小班に限る。)
A-28	米子の松	米子市	288		1林班の松林、30林班(E小班、F小班に限る。)、31林班(F小班、G小班に限る。)、32林班(G小班、J小班、K小班に限る。)、33林班内の松林(ただし、A小班を除く。)、34林班内の松林、35林班内の松林、36林班(B小班、D小班~F小班、H小班に限る。)、37林班(B小班、D小班に限る。)
A-29	新山の松	米子市	419		4林班内の松林(ただし、C小班、D小班を除く。)、5林班内の松林、6林班内の松林(ただし、D小班を除く。)、7林班(A小班~D小班に限る。)、8林班内の松林(ただし、A小班を除く。)、9林班内の松林(ただし、F小班を除く。)、10林班内の松林、11林班内の松林、12林班内の松林、13林班内の松林(ただし、F小班を除く。)、14林班(B小班に限る。)、15林班内の松林(ただし、A小班を除く。)、16林班(E小班に限る。)、17林班(M小班、N小班に限る。)、18林班(D小班、E小班に限る。)、19林班内の松林(ただし、A小班、A小班、A小班、A小班に限る。)、20林班内の松林(ただし、E小班、F小班を除く。)、21林班(A小班~L小班に限る。)
A-30	会見の松	西伯郡会見町	400		2林班内の松林(ただし、F小班、I小班を除く。)、3林班内の松林(ただし、A小班、F小班、G小班、L小班を除く。)、4林班(A小班、B小班、G小班~J小班に限る。)、5林班内の松林(ただし、A小班~D小班を除く。)、6林班内の松林(ただし、A小班、T小班を除く。)、7林班内の松林(ただし、B小班、F小班、I小班を除く。)、8林班内の松林(ただし、B小班、F小班、I小班を除く。)、9林班内の松林(ただし、F小班、G小班、I小班を除く。)、10林班内の松林(ただし、K小班~M小班、O小班を除く。)、11林班内の松林(ただし、F小班、I小班を除く。)、12林班(D小班、E小班に限る。)、13林班(A小班、A小班、A小班、A小班に限る。)、14林班、15林班、16林班(D小班、E小班に限る。)、17林班、18林班、19林班、20林班、21林班、22林班、23林班内の松林(ただし、A小班、C小班、E小班、J小班に限る。)、37林班内の松林
A-32	法勝寺の松	西伯郡西伯町	528		1林班内の松林(ただし、G小班を除く。)、2林班(A小班~D小班、I小班に限る。)、3林班内の松林(ただし、11林班を除く。)、4林班内の松林、5林班内の松林、6林班内の松林、7林班内の松林、8林班内の松林、9林班内の松林(ただし、B小班を除く。)、10林班、11林班、12林班、13林班、14林班、15林班、16林班、17林班、18林班内の松林、19林班内の松林、20林班内の松林、21林班内の松林、22林班内の松林(ただし、F小班、G小班を除く。)、23林班内の松林(ただし、A小班を除く。)
A-34	流ソ山の松	気高郡鹿野町	90		12林班(E小班~G小班に限る。)、13林班内の松林、14林班内の松林、15林班内の松林
A-35	日置の松	気高郡青谷町	50		7林班内の松林、11林班(D小班に限る。)、12林班(A小班、B小班に限る。)、37林班内の松林
A-36	河原の松	八頭郡河原町	200		17林班(F小班、G小班に限る。)、18林班内の松林(ただし、A小班を除く。)、19林班内の松林(ただし、A小班、C小班を除く。)、20林班内の松林(ただし、E小班を除く。)、21林班内の松林(ただし、C小班、E小班、H小班を除く。)、22林班内の松林、23林班内の松林(ただし、F小班を除く。)

A-37	上中山の松	西伯郡 中山町	86	9林班 (D小班に限る。)、18林班 (C小班に限る。)、22林班内の松林、32林班の松林 (ただし、D小班を除く。)
A-38	丸山の松	西伯郡 岸木町	45	4林班内の松林
A-39	溝口の松	西伯郡 溝口町	77	1林班内の松林、2林班内の松林、3林班 (A小班～D小班に限る。) 19林班 (E小班、H小班、I小班、K小班～O小班に限る。) 40林班 (A小班、B小班に限る。) 41林班 (F小班に限る。)
A-40	橋津の松	東伯郡 羽合町	46	1林班 (H小班～K小班に限る。) 4林班 (I小班、J小班に限る。)
A-41	森の松	東伯郡 三朝町	130	54林班内の松林、55林班内の松林、56林班内の松林 (ただし、A小班を除く。) 95林班内の松林 (ただし、N小班を除く。) 96林班内の松林 (ただし、D小班、K小班、L小班を除く。)
A-42	大坪の松	東伯郡 関金町	89	10林班内の松林、11林班内の松林、14林班内の松林 (ただし、F小班～J小班、L小班、N小班を除く。)

附 表

表一 3 松くい虫被害緊急対策治山事業市町村別面積

箇 郡 市	所 町 村		5箇年計画 (57年～61年) 積 面
	村		
岩 美	岩 美	福 部	2.2ha
”	”	”	1.0
東 伯	東 伯	郷 郷	0.7
”	”	”	1.5
米 子	米 子	合 合	14.5
計			19.9

1 鳥取市、岩美町、福部村、国府町、気高町、鹿野町、青谷町、郡家町、河原町に係る松林の林班番号は、昭和57年2月鳥取県告示第208号で定

めた鳥取森林計画区に係る地域森林計画の林班番号である。
 2 八東町、若桜町、智頭町、用瀬町、船岡町、佐治村に係る松林の林班番号は、昭和56年2月鳥取県告示第189号で定めた八頭森林計画区に係る地域森林計画の林班番号である。
 3 倉吉市、泊村、羽合町、東郷町、三朝町、関金町、北条町、大栄町、東伯町、赤碓町に係る松林の林班番号は、昭和54年2月鳥取県告示第178号で定めた倉吉森林計画区に係る地域森林計画の林班番号である。
 4 米子市、境港市、中山町、名和町、大山町、淀江町、日吉津村、岸本町、会見町、西伯町、江府町、溝口町に係る松林の林班番号は、昭和58年2月鳥取県告示第163号で定めた米子森林計画区に係る地域森林計画の林班番号である。
 (附属図 (松くい虫被害対策地域区分図) は、鳥取県農林水産部造林課に備え置いて縦覧に供する。)